エコまち法第54条第1項第2号の基本方針(都市の緑地の保全への配慮)の適合確認について

- ① 緑地協定、建築協定の区域内(※緑地の保全に関するものに限る)の場合
 - ・配置図に「当建築計画は、●●協定第●条に基づき、●●を実施する」の記載をすること。 合わせて、配置図に実施内容を図示すること。
- ② 都市緑地法に定める特別緑地保全地区、生産緑地法に定める生産緑地の区域内の場合
 - ・「行為の制限解除の通知」を添付すること。
- ③ 緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例
 - ・千葉市公園管理課に「緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例」における保存樹木及び保存樹林の指定対象外の 確認をすること。指定対象外の確認が取れればその旨を配置図に記載すること。
 - ※①②について、区域外であればその旨を配置図に記載すること。また、都市施設である緑地に該当しない旨の確認をし、 該当しない旨の確認が取れれば、配置図にその旨を記載すること。